

○ 食育基本法の制定から約20年が経過し、食や農林漁業を取り巻く状況の変化や食料・農業・農村基本法の改正等を踏まえ、食育基本法が改正。改正のポイントは以下のとおり。

(1)食料安全保障の確保、(2)学校等における食育の強化、(3)大人の食育運動の推進、(4)食育推進基本計画を通じたPDCAサイクルの確立

○ 食育基本法改正の趣旨等を踏まえ、令和8年6月に第5次食育推進基本計画が決定。以下3つの重点事項を規定。

(1)学校等での食や農に関する学びの充実、(2)健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進、(3)国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

第5次食育推進基本計画（令和8～12年度）

令和8年6月24日 食育推進会議決定

はじめに

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 重点事項

(1) 学校等での食や農に関する学びの充実

栄養教諭等による**食生活の重要性等に関する指導**や地域等との連携・協働の下、「**農林漁業教育**」を推進

(2) 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

官民の幅広い連携・協働の取組等による大人の消費者の**行動変容を促す「大人の食育」**を推進

(3) 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

農林漁業体験機会の提供、生産者と消費者が直接つながる取組や、**食料の持続的な供給に資する食品の選択等**を促進

第2 食育の推進の目標に関する事項

①国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）と②地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）に分類

第3 食育の総合的な促進に関する事項（具体的な施策）

1. 家庭における食育の推進:

- ・地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の推進
- ・成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の取組の促進等

2. 学校、保育所等における食育の推進:

- ・栄養教諭の配置促進、栄養教諭の育成とその資質能力の向上
- ・学校給食における地場産物等の安定供給等に向けた連携体制の構築等の促進、食料安全保障等に関する指導の先進事例の創出
- ・学校における農林漁業体験等の効果や課題等の整理・周知、「農林漁業教育」に関する先進事例の創出、地域人材の活用等の促進等

3. 地域における食育の推進:

- ・官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進
- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・「食育実践優良法人顕彰」の実施
- ・大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びの機会の提供等

4. 食育推進運動の展開:

- ・食育に関する理解醸成や行動変容の促進
- ・食育に関する民間資格を有する者等の食育活動への参加促進等

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等:

- ・農林漁業体験の実施の支援や消費者の参加促進
- ・食料の持続的な供給・合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成等の促進
- ・環境に配慮した農林水産物等の選択に向けた取組の推進等

6. 食文化の継承のための活動への支援等:

- ・国民運動として和食に接する機会を拡大する活動の展開等

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進:

- ・食品の安全性、栄養等に関する情報提供や食品表示の理解促進
- ・食育や日本の食文化の海外展開等

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項